

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施に関する

横浜地方裁判所への要望について

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施に関する要望について、次のとおり横浜地方裁判所への要望活動を行いますので、お知らせします。

- 1 日 時
令和5年1月25日（水） 午後1時30分から
- 2 場 所
横浜地方裁判所（横浜市中区日本大通9番地）
- 3 要望先
足立 哲 横浜地方裁判所長
- 4 要望者
本村 賢太郎 相模原市長
佐藤 弥斗 座間市長
- 5 同席者
神奈川県弁護士会
- 6 要望内容
別紙1のとおり
- 7 報道取材について

横浜地方裁判所の建物内及び敷地内は取材及び写真撮影ができませんので、要望に関する面会後に、隣接する弁護士会館4階 E&F 会議室にて午後2時15分から、相模原市長、座間市長及び神奈川県弁護士会会長が取材対応を予定しております。取材に当たっては、腕章の着用をお願いします。なお、駐車場が無いためご注意ください。

【合議制裁判とは】

3名の裁判官の協議によって事件を審理する体制のことをいい、1名の裁判官しか関与しない単独制の裁判と比べ、より慎重かつ迅速に裁判官の判断を受けることが期待できるとされています。

具体的には、刑事事件においては、殺人や放火などのように重い刑罰を判断するためには、必ず合議制で審理しなければなりません。また、被疑者の身柄を拘束する決定(勾留決定)に対する異議申し立て手続(準抗告)も合議で行われなければなりません。民事事件においては、医療過誤や労災、建築瑕疵などの事件や争点が複雑な一般事件などは合議制で審理する場合があります。

問合せ先

担当 区政推進課

電話 042-769-9812

要 望 書

横浜地方裁判所相模原支部における合議制裁判の実施について

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

横浜地方裁判所相模原支部は相模原市及び座間市を管轄しており、管内の人口が85万人を超え、令和3年の刑事事件（新受）は238件、民事通常訴訟（新受）は590件に及んでいます。管内の人口、取扱件数ともにこれより少ない支部において合議制が実施されているにもかかわらず、相模原支部では、県内4つの支部の中で、また、指定都市に設置されている支部の中で唯一、合議制の裁判が行われておりません。

このため、管内で発生した刑事重大事件や医療過誤訴訟などの裁判や、合議制の裁判が前提となる「裁判員制度」についても、相模原支部においては実施されておらず、本管内の住民は、身近な場所でこれらの裁判を受ける機会を失っている状態にあります。

相模原市議会及び座間市議会並びに神奈川県弁護士会においても、「合議制を導入するよう求める」決議がされ、最高裁判所や国会・内閣に対しその導入を求めてきたところであり、合議制による審理を行う体制を整えることは、市民全体、法曹界を含めた強い願いで、その早期実現は急務であると考えております。

本管内においては、現在、リニア中央新幹線駅の設置が進行しているほか、小田急多摩線の延伸に向けても取り組んでおり、相模原市及び座間市を一帯とするエリアは将来的に大きく発展することが見込まれ、市民が裁判所や裁判制度との関わりを持つ機会は、ますます増加していくと考えております。

また、相模原支部は県内の支部において唯一内陸に位置しており地盤が強固であることから、災害対策の観点として、有事の際に備え機能拡充を行い、本部のバックアップ機能を有する施設として位置付けるには最適であると考えられます。

こうした状況から、相模原支部における合議制裁判の早期実施を強く要望します。

令和5年1月25日

横浜地方裁判所長 足立 哲 殿

相模原市長 本村 賢太郎

座間市長 佐藤 弥斗